

障害者支援施設における利用者の地域移行促進事業について

事業所において地域移行に向けた体制を整備し、入所者等に対し、能動的に地域移行へのアプローチをしていく取組を実施する障害者支援施設に対し、支援を行う。（令和 6 年度～）

（1）背景、目的

- 入所施設から地域生活への移行は、障がい者プランに移行者数の目標値を設定し促進を図っているが、十分に進んでいないのが現状（目標：59 人以上(R3～5 累計)に対し、実績見込：目標の 2 割程度(同期間)）。
- 背景として、受け皿となる地域資源（グループホーム等）の不足、移行が比較的スムーズに行える方は既に移行している場合が多いこと等が挙げられるが、こうした状況の中、地域移行を進めていくためには、施設において移行に向けた体制を整備し、本人の意思やご家族の意向等を適切に確認した上で、地域移行に向け能動的にアプローチしていくことが必要。
- 一方、地域移行に当たっては、施設において、本人の意思決定支援やご家族との相談、移行先の調整や体験、支援ノウハウの引継ぎ等、時間をかけた様々な取組が必要となるが、報酬上の評価が必ずしも十分でない。
- 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においても、基準省令（人員、設備及び運営に関する基準）に、施設入所者の地域生活への移行の推進が位置づけられている（令和 6 年度から努力義務。令和 8 年度から義務化）。

（2）補助金概要

施設入所者が、適切な意思決定支援のもと地域への移行ができるよう、施設において地域移行に向けた体制を整備し、能動的にアプローチを行う施設事業所に対し、その取組に要する人件費等を支援し、地域移行の促進を図る。

事業実施主体（補助対象者）	県内で障害者支援施設を運営する社会福祉法人
対象経費	事業実施主体が障害者支援施設の利用者の地域移行に向けた取組を行う際に必要な人件費及び事務費（会議開催等経費に限る）。なお、補助対象とする人件費に係る積算は以下のいずれかによる。 (1) 従事職種ごとに定める以下の額 ① サービス管理責任者：19,200 円／日、2,400 円／時間 ② 生活支援員及びその他職員：16,000 円／日、2,000 円／時間 (2) 実際に事業に従事する職員に対し前年度支払った基本給、手当、一時金（年額を 12 で除した額）を日給、時給に換算した額
補助上限額	1 障害者支援施設につき 150 万円
利用者の地域移行に向けた取組	① 地域移行に向けた支援体制（支援チーム）の構築 ② 対象者の選定 ③ 支援チームによる定期的な支援会議の実施（月 2 回程度） ④ 地域移行に向けた具体的調整 ※成果として利用者に地域移行を必ずしも要しないが、地域移行可能な利用者として 1 名以上選定し、当該者に係る支援会議を 1 回以上実施すること。
R 7 年度予算額	450 万円

（3）補助金活用実績 ※令和 6 年度は、実績なし

- 令和 7 年度 [令和 7 年度予算額：4,500 千円]
 1,500 千円（1 法人） ※令和 7 年 7 月末時点

令和 6 年度申請を検討していた法人から申請あり。取組概要は以下のとおり。

取組の区分	取組内容・時期等
① 地域移行に向けた支援体制（支援チーム）の構築	・令和 7 年 1 月時点で支援チーム設置済。
② 対象者の選定	・令和 7 年 1 月の支援会議において対象者の絞り込みを実施。 ・対象者に対するアセスメントの実施、家族等に対する情報提供等（7～8 月） ・地域移行に向けた具体的なアセスメント（9～10 月） ・本人・家族の了解を得た後、地域移行の取組を実施（10 月～）
③ 支援チームによる定期的な支援会議の実施	・支援会議の実施：3 回程度（7～12 月 隔月開催） ・地域移行に向けた計画作成：会議後随時作成。
④ 地域移行に向けた具体的調整	・対象者及び家族に地域移行計画を提示・説明。 ・相談支援事業所、移行先見込事業所等、関係機関と連携し、見学や体験等の取組を進行する。

（４）課題と今後の方向性

- ・本補助金は、本人の意思決定支援やご家族との相談、移行先の調整等に係る人件費等を補助することで、施設における地域移行に向けた取り組みを推進することを目的に令和 6 年に制度化したもの。
- ・必ずしも利用者の地域移行の成果が出ることを要件としていない一方、要件となる取組内容については、実施要綱に具体的に明記している。事業者からは、施設としては既に従来の業務の中で地域移行に係る取組を実施しており、補助金に係る事業計画用に取組や経費等を区分することが難しい、との意見あり。
- ・事業者からの意見や今年度の申請状況等を踏まえ、地域移行の取組をより後押しできるように制度検討を進めていく。

【参考：基準省令の見直し（R6.4.1 施行）概要】

- すべての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認し、希望に応じたサービス利用にしなければならないことを運営基準に規定。
- 本人の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるため、
 - ・地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること
 - ・意向確認のマニュアルを作成することを運営基準に規定。当該規定については、令和 6 年度から努力義務化し、令和 8 年度から義務化するとともに、未対応の場合は、減算の対象となる。
- そのほか、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合を評価するための加算が新設。